平成２９年（フ）第５１号
兵庫県加東市黒谷1206番地87、前住所神戸市北区藤原台南町４丁目22番21号
債務者　森山ひろ子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第５３号
兵庫県西脇市和田町231番地　サンフラッツⅡ201号、前住所兵庫県西脇市野村町1796番地の215
債務者　三ツ井深雪
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第５４号
兵庫県加東市上滝野411番地４　サンハイツ上滝野Ｃ－213号、前住所兵庫県西脇市下戸田652番地の２　市営住宅942号
債務者　本城　和彦
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第８８号
岡山県真庭市久世2665番地
債務者　藤井　拓也
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２１６号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈487番地　セジュール高松Ｂ－103
債務者　谷　　領平
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４２６号
岡山市東区九蟠282番地
債務者　高森美由貴
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４１号
岡山市北区平田125番地103　プレジール平田102
債務者　浦田　勝章
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４６号
岡山県玉野市槌ケ原2355番地１　パークビサイドーツ橋　Ａ202、前住所岡山県玉野市玉原２丁目21番２－503号
債務者　櫻木　亜紀
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５３号
岡山市北区久米332番地７
債務者　松江みゆき
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５７号
岡山市中区新京橋３丁目７番13号　宮下ハイツ101号
債務者　山﨑真理子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６５号
岡山市北区花尻ききょう町17番地103　シェルルききょう107
債務者　雜賀めぐみ（旧姓伏田）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８１号
沖縄県沖縄市山内４丁目３番Ａ－306号　山内市営住宅
債務者　奥松　　香（旧姓阿嘉）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第７００４号
東京都世田谷区宮坂３丁目38－10－402、前住所東京都世田谷区桜上水１丁目３－12－103
債務者　高島　健一
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第８１号
埼玉県川口市飯塚２丁目３番３－704号　コンフォール川口飯塚
破産者　永泉　芳男
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１２号
大阪府貝塚市新井152番地
破産者　古川　初美
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係